

質問書回答

番号	資料名	項目	ページ数	行数	質問事項	回答案
1	募集要項	第1_4 実施区域	3	20	実施区域の底地の地番を公表して頂けないか。	参加登録が認められた応募者へ公表する。
2	募集要項	第1_8_(2)	4	28	事務所兼食堂棟は事業用定期借地権、社宅居室は一般定期借地権とありますが、提案によって各々の敷地範囲を設定していくと理解してよろしいのでしょうか。また事業用定期借地権は50年でも可能ですが20年で設定するのでしょうか。もし事務所兼食堂棟と社宅居室の敷地の間に期間の差異があるとすれば、事務所兼食堂棟のみ途中解約されるという事態が危惧されますが、どのように考えればよろしいのでしょうか。	提案によって各々の敷地範囲を設定すること。また、一般定期借地権と事業用定期借地権の双方が設定され、期間の差違が生じる可能性があるが、施設の供用開始から20年後の使用については、檜葉町、開発事業者、廃炉関連企業の3者で誠意をもって協議し決定するものとする。
3	募集要項	第2_3_(2) 募集要項等の公表	6	33	提案書類等の作成に必要な情報及び資料として、実施区域の、sfcファイル等によるCAD図面を公表して頂けないか。	参加登録が認められた応募者へ公表する。
4	募集要項	第2_4_②_1_a 配置関連	11	19	②社宅建設に関する評価【配置関連】内に、居室以外の共用部分等とあるが、事務所・食堂棟の提案も含まれると考えて良いか。	意見のとおり。
5	募集要項	第4_1_(2)_⑦ 整備方針	17	9	文化財遺構を損傷しない基礎構造とするとあるが、杭打ち工事等の地盤改良工事を行ってはならないと理解している。そのため、造成工事により十分な地耐力を確保していると考えて良いか。	意見のとおり。
6	募集要項	第4_1_(5)	17	23	居室の敷金、礼金、建設協力金等はなしとする、事務所兼食堂棟の賃料は協議で決定するとありますが、20年以降継続する場合の敷金、礼金棟も協議で決定していくと理解してよろしいのでしょうか。	敷金、礼金、建設協力金は無しとする。ただし、事務所兼食堂棟を20年以降継続する場合は、敷金及び礼金等について、檜葉町、開発事業者、廃炉関連企業の3者で誠意をもって協議し決定するものとする。なお、同一の廃炉関連企業が20年以降も継続して利用する場合には敷金・礼金は無しとする。
7	募集要項	第4_2_(4) 事務所の要求水準	19	6	事務所の要求水準において、建物構造の記載がないが、軽量鉄骨造2階建てと考えて良いか。	意見のとおり。
8	募集要項	第5_(2) 添付書類	21	17	「別添資料 資料2 参考様式 事業収支計算書」との記載があるが、別添資料の中に含まれていない。提出は必要か。また、提出の必要がある場合、提出時期はいつか。	提出は不要である。ただし、事業の収支計算は適切に実施すること。
9	募集要項	第2_3_(6)	9	27	選定委員会の説明において、事業提案書に記載された内容であっても、補助資料やプロジェクト等を使って説明することは認められないのでしょうか。	事業提案書類等以外の資料を持ち込むことは認められません。

番号	資料名	項目	ページ数	行数	質問事項	回答案
10	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	事務所兼食堂(2F造)を5街区、6街区内に整備することあるが、5街区・6街区にそれぞれ配置(計2棟)と解釈すれば良いか、それとも、5街区または6街区に配置(計1棟)と解釈すれば良いか。	5街区または6街区に配置(計1棟)と解釈すること。
11	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	水道取り出し、下水取り出し位置の記載があるが、計画に合わせて協議により位置の変更は可能か。	変更は可能であるが、工程等の調整が必要である。
12	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	水道取り出しφ75にて間に合わない場合は、適宜新設していただくことは可能か？また、下水最終柵位置についても、適宜新設していただくことは可能か？	給水に関して、水量・水圧に関して不足する場合は、受水槽等にて対応をお願いします。下水宅内柵については、基本1箇所/街区と考えている。
13	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	電柱計画が決まっている場合、電柱位置を図示して頂きたい。	電柱位置については未定。
14	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	電柱に関して、東北電力にて敷地内建柱か。或いは道路内に設置か。	道路内設置である。
15	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	町道からの乗り入れ口(歩道の切り下げ等)の計画位置が図示されていないが、配置計画に合わせて乗り入れ口を変更して頂くことは可能か。	可能であるが、工程等の調整が必要である。
16	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	公募区域図において、紙面上方向を真北と捉えて差し支えないか。また、縮尺については、A3印刷S=1:1000 A1印刷S=1:500の間違いか。	意見のとおり。
17	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	6-7号線道路範囲はどこからどこまでか。計画敷地の境界線すべてが、道路境界線との認識で良いか。建築基準法上の何号道路に該当するか。	1項3号道路である。
18	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	側溝は、道路の両側若しくは片側のどちらの計画か。	両側側溝整備である。
19	別添資料	資料1 公募区域図	-	-	造成工事において、擁壁を築造する箇所はあるか。また、盛土により法面となることで、隣地境界線から建築できない距離が出てくるか。	擁壁施工はありません。街区外周が法となるため、境界から建築できない箇所がある。

番号	資料名	項目	ページ数	行数	質問事項	回答案
20	別添資料	資料1 公募区 域図	-	-	入居者・歩行の安全を考慮し、北側の幅員の大きい道路歩道の交差点部分に、横断歩道の表示をして頂ける計画はあるか。	必要に応じて対応したい。
21	別添資料	資料1 公募区 域図	-	-	発生残土を少なくするため、造成仕上がり高さを低く変更していただくことは可能か。また、発生した残土が多い場合、近隣エリアに造成する場所への搬入は可能か。	造成工事がほぼ仕上がっている状態となるので、仕上がりは当初のまま。残土の現場内受入は可能である。
22	別添資料	資料1 公募区 域図	-	-	造成工事における開発行為許可(都市計画法29条)の、完了検査済の公告はいつ頃を予定しているか。また、許可証書面を確認することはできるか。	完了検査を11月下旬予定。許可証の確認は可能である。